



平成 21 年 2 月 27 日

各 位

会 社 名 三光ソフランホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 高 橋 誠 一  
(コード番号 1729 大阪証券取引所  
(ヘラクレス市場))  
問合せ先 執行役員経営企画室長 有保 誠  
TEL:048-669-1300

## 株券電子化に伴う定款一部変更のお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 27 日開催の取締役会において、平成 21 年 4 月 28 日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に下記議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款一部変更の件（株券電子化に伴う変更）

##### (1) 定款一部変更の理由等

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）（以下「決済合理化法」といいます。）が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、定款の一部の効力が変更されたことに対応して、定款の文言を形式的に変更するものです。

すなわち、決済合理化法の施行により、当社株式は、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）に基づく株式等振替制度（いわゆる株券電子化制度のことです。）で取り扱われます。これに伴い、決済合理化法附則第 6 条 1 項により、当社定款第 7 条（株券の発行）の定めは平成 21 年 1 月 5 日より廃止したものとみなされることになり、併せて、第 8 条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)第 2 項の定めは無効となります。また、決済合理化法附則第 2 条により、株券等の保管及び振替に関する法律（昭和 59 年法律第 30 号）は廃止されることから、当社定款第 9 条(単元未満株式についての権利)中の「(実質株主を含む。以下同じ)」の定めも無効となる等の変更が生じることになります。

##### (2) 定款一部変更の内容

定款一部変更の内容は次のとおりです（下線は変更部分を示します。）

現行定款	本議案に係る変更案
<p><u>第7条(株券の発行)</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	<p>削除</p>
<p><u>第8条(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。 ②当社は、前条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p><u>第7条(単元株式数)</u> 当社の単元株式数は、1,000株とする。  削除</p>
<p><u>第9条(単元未満株式についての権利)</u> 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p><u>第8条(単元未満株式についての権利)</u> 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p><u>第10条(自己の株式の取得)</u> (条文省略)</p>	<p><u>第9条(自己の株式の取得)</u> (条文省略)</p>
<p><u>第11条(株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 ③当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置きその他の株式に関する事務は株主名簿管理人に委任し、当社においてはこれを取扱わない。</p>	<p><u>第10条(株主名簿管理人)</u> 当社は、株主名簿管理人を置く。 ②株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、公告する。 ③当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置きその他の株式に関する事務は株主名簿管理人に委任し、当社においてはこれを取扱わない。</p>

(新設)	<p>(以下、条数を1ずつ繰り上げる)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委任し、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条 前条及び本条は、平成22年1月6日まで有効とし、同日をもって前条及び本条を削るものとする。</u></p>
------	--

(3) 日程

定款変更のための株主総会 平成21年4月28日(予定)

定款変更の効力発生日 平成21年4月28日(予定)

※本議案による定款一部変更は、株主総会において承認可決された時点から効力を生じることとします。

以 上